食品の機能性表示と製品格差
～神戸大学医学部健康科学評価ユニットの活動について～

平成 27 年より食品の機能性表示制度が始まり、特定保健用食品でなくとも、根拠に基づく食品の機能を、消費者庁に届け出ることで表示できるようになった。
消費者が「健康増進に効果的」な食品を選択する場合の助けになる表示制度であるが、様々な誤解が存在しており、医療の代替として用いられる危惧が払拭できない。一般への情報提供や啓発が必要であり、それとともに第三者的による科学的な評価を行い、それを正しく一般消費者に伝える必要がある。
神戸大学医学部附属病院では、臨床研究推進センターの研究開発部門内に、「健康科学評価ユニット（旧 健康科学評価センター HERO）」を置き、食品や健康器具の評価指標開発に努めている。また、健康食品開発のコンサルテーション等も行っており、食品企業との共同研究を推進している。